

# パートの賃金に103万円の壁は重要か

永瀬 伸子

育児や介護など家庭内のケア活動の水準とは独立に「妻の身分」に対して与えられる諸恩典が、育児負担の減少とともにパート市場に参入する女性のインセンティブを抑制し、パート賃金に対して、弱い賃金上昇圧力と少ない能力評価という形のたがをはめている。つまりこの壁は非正規雇用者の賃金構造に大きく影響していると考える。

具体例を考えてみよう。時給800円の労働者が、年収103万円の壁まで働くとしよう。労働時間は、ボーナス等がなければ、 $103\text{万} \div 800 = 1288$ 、週平均約25時間である。さて、働きぶりが良いので、雇い主が賃金を1000円に上げるとしよう。同じ時間働けば、年収は約26万円増え、努力を評価された本人のやる気も大きく高まるはずだ。ところが、103万円に抑えようという「年収ターゲット」行動が強いとすると、賃上げは賃上げ率と全く同じだけの労働時間の削減をもたらす。上の例では、賃上げが「やる気」を引き出すどころか、むしろ優秀な労働者が、週あたり5時間も労働時間を自動的に減らしたいと言ってくる結果を生む。ここに能力が賃金評価されにくい土壌がある。

## パートの壁とは

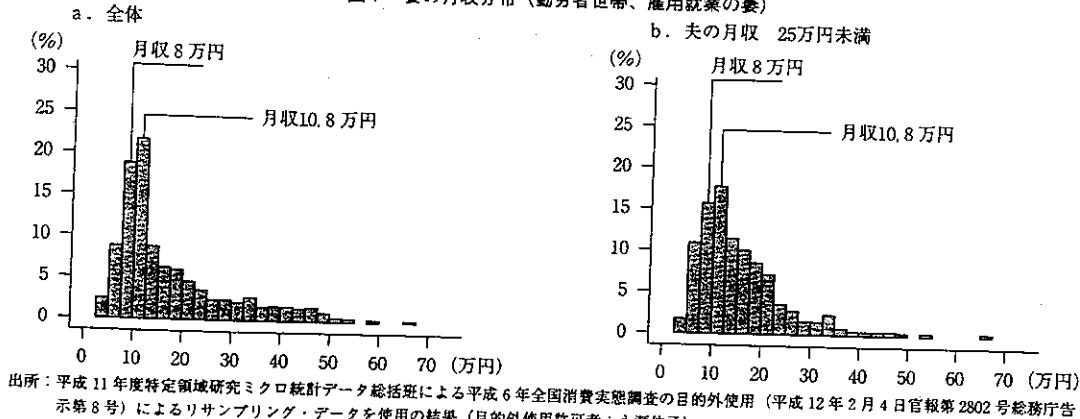
「パート」と呼称される者の約8割は「妻」であるが（就業構造基本統計調査平成9年）、妻が年収103万を超えると、課税に加えて、夫の勤め先から支給される「配偶者手当」が打ちきられることが多く、これが年間10万円～20万円程度の収入減となる<sup>1)</sup>。また年収130万円未満の被用者の妻は社会保険料を免除されるが、これを超える場合は年金保険料、健康保険料、40歳以上であれば介護保険料を、年間25万円程度払う必要が出る<sup>2)</sup>。もしパートが勤め先の厚生年金に入れるのならば老後に受け取る年金の楽しみも増えるが、労働時間が一般の労働者の3/4未満では入れない

場合が多く、負担のみ増える。さらに夫の配偶者控除、配偶者特別控除が減り世帯の税額が増える。換言すれば、ターゲットとすべき年収は、103万円、あるいは130万円と多少の差はあっても、これを超えるなら180万円程度の年収がない限り、手取りが増えた実感が出ない計算となる<sup>3)</sup>。時給800円の場合、年収180万円とはフルタイム労働だ。週25時間を超えるなら週43時間というのはあまりに非連続な選択で、結局、短時間を選ぶことにも驚くにあたらない。なお制約が緩和されれば女性の労働時間は増えるだろうという回答はサラリーマン世帯の妻の7割弱をしめる<sup>4)</sup>。また第3号被保険者に対する調査で、常勤の仕事をしない理由の第1は30歳代までは育児家事だが、44-54歳代では、「税制上の優遇措置を受けるため」、「常勤で働ける場所がないから」、がそれぞれ2割ずつ、計4割と最大の理由となる<sup>5)</sup>。

## 壁制約の高まりと賃金構造の変化

賃金水準の全般の上昇で、壁制約にかかる労働者が増えた。1990年の調査では、就業調整をするパート労働者は、全体の3割だったが、1995年には4割にまで拡大した。これに呼応し、予想通り、パート労働者の働く時間は短縮され、週20時間程度の労働者が増えた<sup>6)</sup>。すると「非課税限度内であれば時給x円」、「非課税限度を超えるなら時給上昇でm円、ただし週〇時間以上労働のこと」と課税パートには増税分を相殺する賃金差やボーナスをつける企業が増えている。90年調査と比べ95年調査で課税パートの時給が相対的に改善したのは、壁制約が強まり、課税パートに対する需要が増したからだろう。ただし両者の時給差は経験差等を考慮して6%程度であり（永瀬（1997）、90年データでの推計）、正社員女性との3割近い時給差に比べれば微々たる差だ。企

図1 妻の月収分布（勤労者世帯、雇用就業の妻）



出所：平成11年度特定領域研究ミクロ統計データ総括班による平成6年全国消費実態調査の目的外使用（平成12年2月4日官報第2802号総務庁告示第8号）によるサンプリング・データを使用の結果（目的外使用許可者：永瀬伸子）。

業は、労働の質の差が小さい限り、より安価な労働力を雇うだろう。つまり非課税限度額内で働く労働者がどれほど潤沢かに依存し、課税パートと非課税パートの賃金には強い裁定関係が働く。その結果、課税パートの賃金水準に上昇傾向は見られるが、依然低いままである。

課税パートになるコストは、制度上、夫の所得が高いほど、また夫の配偶者手当が高いほど高い。高学歴の女性ほどこうした男性と結婚している場合が多い。つまり潜在的に優秀な労働力プールがより高い壁に面しており、パート市場が逆選択の市場になりやすい。「全国消費実態調査」の特別集計結果を図1に載せる。これは正社員等も含めた「妻」の稼得月収の分布を示すものである。月収8万円未満（年間で非課税限度内）および11万未満（第3号被保険者限度内）に著しいピークがあり（図1a）、壁が就業行動を大きく制約していることを示している。なお壁がより低いと考えられる夫の月収25万未満の層を取り出すと（図1b）、ゆがみは見られない。壁は制度通り、より豊かな世帯の妻の就業行動の制約となっているのである。

#### 今後のゆくえ

パートの壁は、多少の良い効果も生む。世帯所得が低い者はほど長時間働くから、世帯所得の平等化を果たし、また労働時間を減らすから一種のワークシェアリングが成立し、不況下でも求人がある。しかし今や抜本的な改革が不可欠だ。不況で、非正規社員への代替が進むなか、若年層の正社員への入り口が大きく縮小している。その減少しつつ

ある正社員に、税金・社会保険料負担が重くのしかかり、採用は一層細っている。課税や社会保険料賦課（あるいは被用者年金への加入）は、正規、非正規にかかわらずなされるべきであり、その免減は、妻の身分にではなく、ケア活動の有無（子ども年齢など）とリンクさせるべきである。

- 1) 労働省「賃金労働時間制度等総合調査平成9年」によれば制度のある30人以上の企業は78%だが、うち5割は税制・社会保険制度に合わせて支給制限をしている。支給額は30-99人企業で月9600円、1000人以上では1万7400円である。
- 2) 国民年金が年額約16万円、国民健康保険料や介護保険料は自治体によって異なるが、横浜市の例では、住民税が1万円程度の課税では、国民健康保険7.7万円、介護保険4.7万円、合計で28万円の負担増である。
- 3) 実際、「パートタイム労働者総合実態調査」平成7年によれば、賃金払いが月給制の女子パートタイム労働者の3割は年収180万-192万円であり一つのピーク年収となっている。別の年収ピークは年収階級96万-108万円であり、上述の分析と整合的である。
- 4) 平成9年度「国民生活選好度調査」。
- 5) 厚生省年金局「女性のパートタイム労働者等に関する実態調査」平成9年。
- 6) 1990年当時は平均時給712円であり、年収ターゲット100万円の労働時間は週27時間、実態も週29.5時間だった。1998年では、平均時給が886円と上がり、103万円をターゲットとして計算した週労働時間は22.5時間に減ったが、実際の週労働時間も24.5時間ときわめて近いものだった。

#### 引用文献

- 永瀬伸子（1997）「パート賃金はなぜ低いか？諸制度の足かせ」。  
雇用促進事業団『国際化の進展と労働市場——制度政策の影響』（財）統計研究会発行部内閣資料、159-191頁。  
永瀬伸子（1998）「パートタイム労働をめぐる諸問題：なぜ専門職のパートが増えないのか」『労働時報』第604号、14-19頁、に永瀬（1997）一部は再録。

（ながせ・のぶこ お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助教授）